

# 障害福祉現場における 賃上げ・物価高騰等の状況調査

## 調査結果と提言・要望

令和8年5月19日

公益財団法人 **日本知的障害者福祉協会**

社会福祉法人 **全国社会福祉協議会**

**全国社会就労センター協議会**

**全国身体障害者施設協議会**

**全国社会福祉法人経営者協議会**

**全国身体障害者福祉施設協議会**

特定非営利活動法人 **日本相談支援専門員協会**

一般社団法人 **全国介護事業者連盟**

一般社団法人 **全国児童発達支援協議会**

## 調査結果を受けて（8団体コメント）

---

この度、障害福祉事業所等を会員とした8団体合同で、「障害福祉現場における賃上げ・物価高騰等の状況調査」（以下、本調査）を実施した。

我々8団体では、昨秋も賃上げ状況等について合同調査を行っており、結果に基づく現場の窮状を国や社会に対して訴え、懸命な要望活動を展開してきた。

国には状況のご理解をいただき、処遇改善については、令和7年度補正予算事業や令和8年度期中報酬改定によって、対象職員・事業の拡大を含んだ拡充が図られた。

このことは大変ありがたく受け止めており、支援策の活用により各現場での賃上げが着実に進んでいることが、今回の調査からも明らかになっている。

しかしながら、全産業との間には依然大きな賃金格差がある。また、一方では、物価高騰の事業経営への影響も、食費を中心に顕著となっていることが、本調査の結果にも表れた。

これらは福祉事業全般の共通課題であるが、介護分野では、障害福祉分野を上回る処遇改善とともに物価高騰対策が講じられる一方で、障害分野では「臨時応急的な見直し」の名のもとで一部事業の基本報酬の引き下げも行われた。

背景には、総費用額の急伸、その要因として自治体指定による事業所数の急増や、報酬目当ての不適切な事業運営事案などがあると考えられるが、障害のある方や地域社会のニーズに日々寄り添い尽力している障害福祉事業所の経営環境は、一段と厳しさを増している。

（次頁へ）

## 調査結果を受けて（8団体コメント）

障害のある方に質の高い支援を継続するためには、現場で働く職員の確保・定着に向けた抜本的な処遇改善と、そのための物価高騰対策をはじめとした事業経営の安定化が不可欠であり、今年度検討が進められる令和9年度報酬改定を念頭に、国における予算の確保を確実にいただく必要がある。

本調査は、こうした背景を踏まえ、障害福祉現場における直近の賃上げ・物価高騰等の実態をあらためて明らかにし、国や社会への働きかけを行うため、8団体合同で実施したもので、結果は以下をご参照いただきたい。

調査結果を踏まえて、国には下記3点を緊急に提言・要望する。

1. 全産業と遜色ない処遇水準に向けた報酬等の大幅な引き上げと処遇改善施策の制度間一元化等
2. 食費等の物価高騰に対応するための財政支援の拡充
3. 報酬への賃金スライド制・物価スライド制の導入

障害福祉事業者がこれからも障害児者の暮らしを守り、希望する生活を支え続けるために、国には格段の配慮をいただくよう、強い危機感をもって表明する。

令和8年5月19日

日本知的障害者福祉協会・全国社会就労センター協議会・全国身体障害者施設協議会・  
全国社会福祉法人経営者協議会・全国身体障害者福祉施設協議会・  
日本相談支援専門員協会・全国介護事業者連盟・全国児童発達支援協議会

# 調査結果から見た障害福祉現場の実態

## 賃上げ

- ✓ 障害福祉事業所は、拡充された処遇改善加算や補正予算事業を活用して、賃上げに着実に取り組んでいる。
- ✓ ベースアップも一定程度進んだが、全産業との賃金差はほとんど変わっておらず、**依然大きな賃金格差がある。**

## 物価高騰

- ✓ **物価高騰の影響は、とくに食費において顕著で、光熱水費も高止まりしている。**
- ✓ 交付金による自治体の支援は一定進んでいるものの、**障害福祉事業所の負担増**がうかがわれる。

## 事業経営

- ✓ **赤字事業所は2割を超えており、経営努力による賃上げ・物価高騰対策もきわめて苦しい状況にある。**

人材を確保し、障害のある方に質の高い福祉サービスを継続するため、  
令和9年度報酬改定等において、  
処遇改善の抜本的な拡充とともに、事業所への物価高騰対策支援を

## 1. 全産業と遜色ない処遇水準に向けた報酬等の大幅な引き上げと処遇改善施策の制度間一元化等

- ➔ 人材確保・定着に向けて、まずは全産業との賃金格差を解消すべく、令和9年度報酬改定における基本報酬・処遇改善加算等の大幅な引き上げが必要。
- ➔ 処遇改善の対象職種が広がり、経営の裁量は拡大された。  
一方で、人事院勧告ベースの保育分野や、改善幅に差が生じた介護分野など、制度間の格差は残る。  
多角経営する社会福祉法人等では、職員への公平感をもった処遇に苦慮し、法人持ち出しでの対応も行っており、仕組み・運用の制度間一元化が必要。

## 2. 食費等の物価高騰に対応するための財政支援の拡充

- ➔ 食費の高騰や、光熱水費の高止まりの状況を踏まえ、介護分野では対応された基準費用額の引き上げが障害福祉分野においても不可欠。
- ➔ 令和9年度報酬改定において、食事提供体制加算額の引き上げは必須で、加算の恒久化も必要。
- ➔ 財政支援は、自治体への交付金のみではなく、介護分野の補正予算事業と同様に、補助金など支援が事業所に確実に行き渡る仕組みにしていきたい。

## 3. 報酬への賃金スライド制・物価スライド制の導入

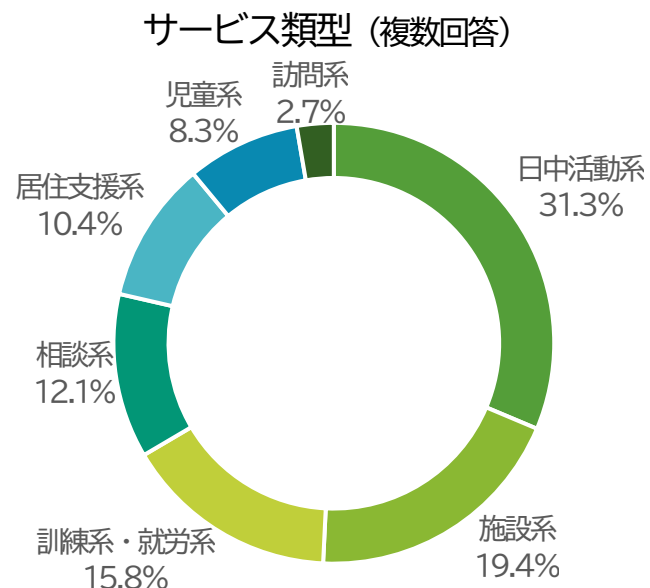
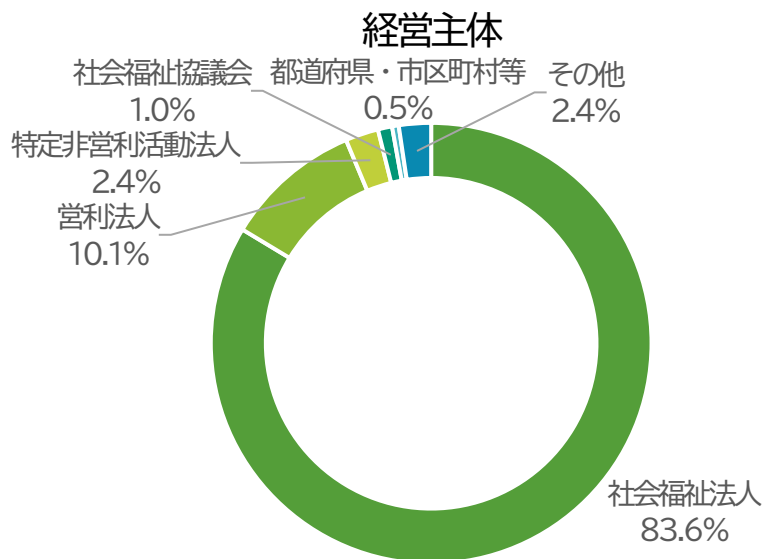
- ➔ 賃上げ基調やさらなる物価高騰も想定されるなかで、他産業の後追いでは人材流出が続いてしまう。  
全産業の賃上げや人事院勧告、また物価指数に毎年連動する仕組みを導入すべき。

# 障害福祉現場における 賃上げ・物価高騰等の状況調査

## 調査結果

# 調査概要

<b>実施団体</b>	公益財団法人 <b>日本知的障害者福祉協会</b> <b>全国身体障害者福祉施設協議会</b> 社会福祉法人 <b>全国社会福祉協議会</b> <b>全国社会就労センター協議会</b> <b>全国身体障害者施設協議会</b> <b>全国社会福祉法人経営者協議会</b> 特定非営利活動法人 <b>日本相談支援専門員協会</b> 一般社団法人 <b>全国介護事業者連盟</b> 一般社団法人 <b>全国児童発達支援協議会</b>
<b>調査期間</b>	令和8年4月22日～5月11日
<b>回答数</b>	1,442事業所

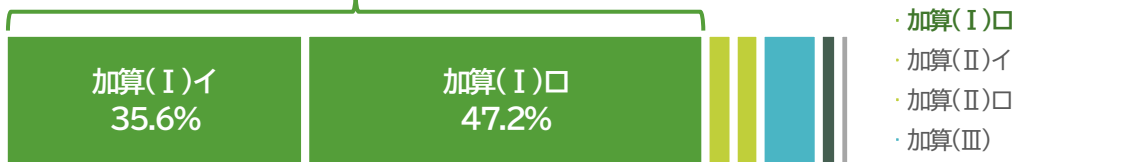


# 処遇改善加算、R7補正・賃上げ支援事業の活用

令和8年4月時点 処遇改善加算の算定状況

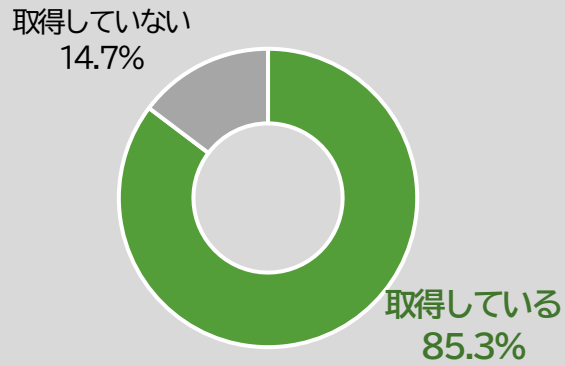


加算(I)イ・ロ  
計82.8%

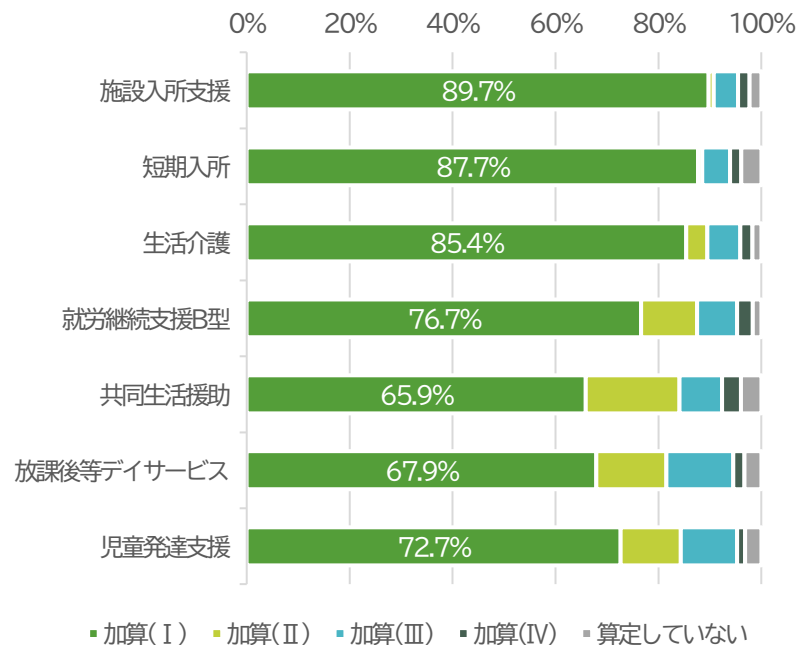


令和8年6月以降 処遇改善加算の算定予定

R7補正・賃上げ支援事業の  
取得状況



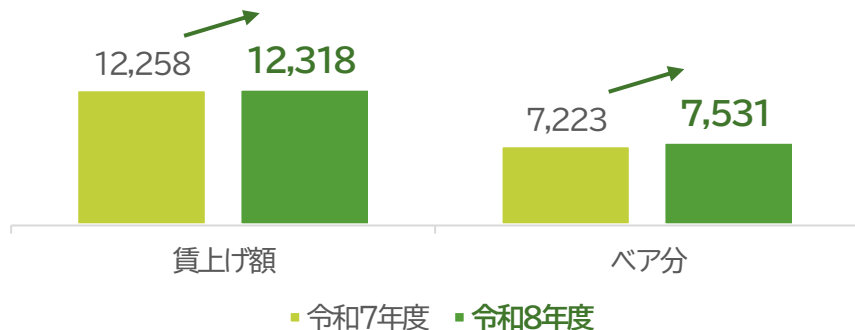
事業別の算定状況  
(回答数上位事業を抜粋・並べ替え)



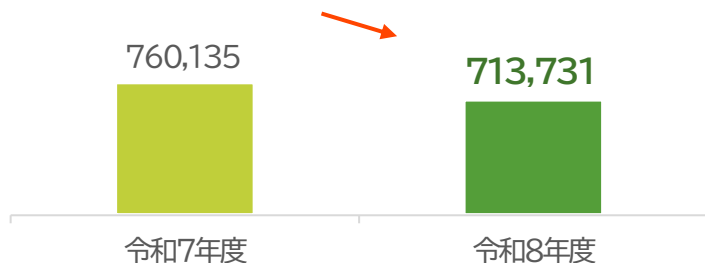
- ✓ 令和8年度報酬改定での処遇改善加算の拡充により、上位区分への移行が進みつつある
- ✓ 令和7年度補正予算による賃上げ支援事業を8割以上の事業所が活用

# 正社員（1人あたり）の賃上げ状況 ※全体

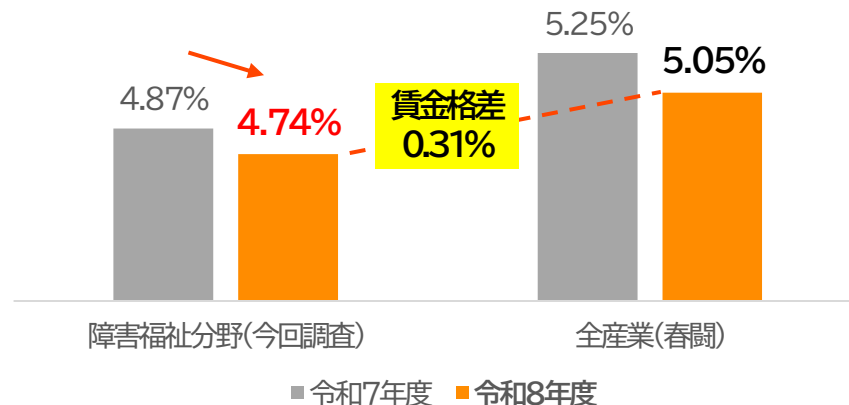
賃上げ額（月額/円）



賞与・一時金（円）



賃上げ率



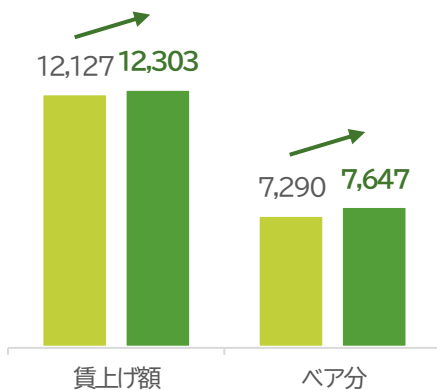
	(※)前年 所定内給与	賃上げ月額 (平均)	賃上げ率
令和8年度	259,900円	12,318円	4.74%
令和7年度	251,800円	12,258円	4.87%

※前年所定内給与は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」に基づく障害福祉分野の令和6・7年の金額に基づき算出

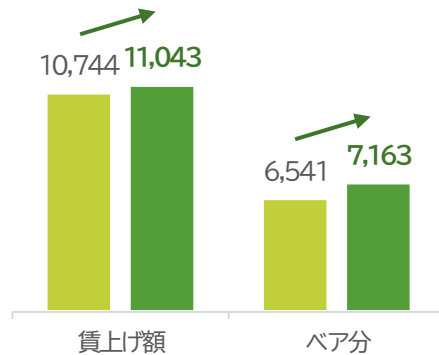
- ✓ 賞与・一時金は減少も、ベースアップは一定進んでいる
- ✓ 全産業との賃金差はわずかに縮まったが、依然、大きな格差
- ➡ 現行の加算水準にとどまらない抜本的な処遇改善が必要

# 正社員（1人あたり）の賃上げ状況 ※職種別

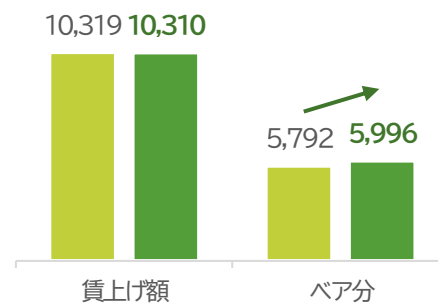
福祉・介護職



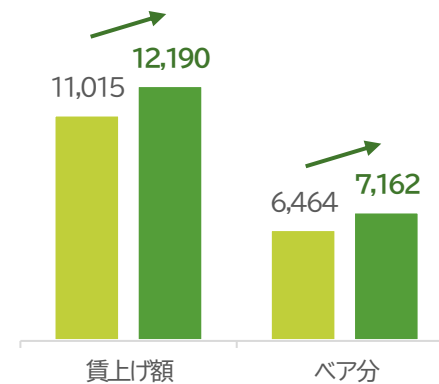
看護職



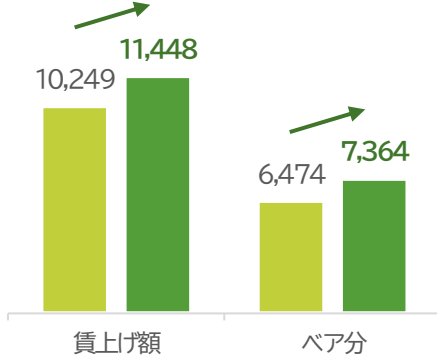
リハビリ専門職



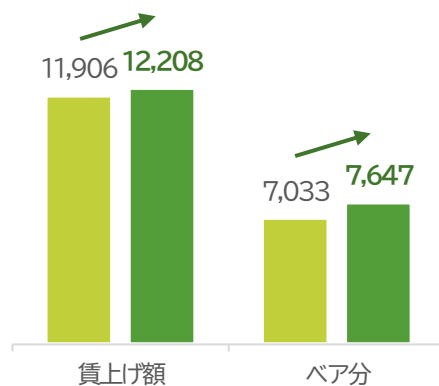
相談支援専門員等



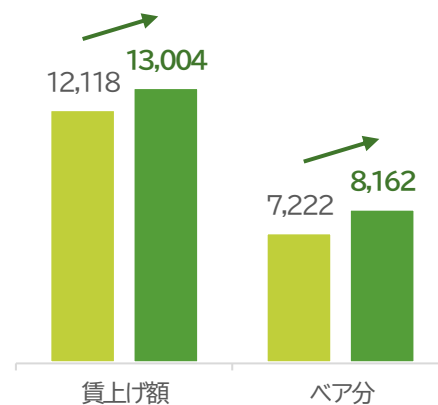
事務職



サービス管理責任者



児童発達管理責任者



✓ 各職種での  
ベースアップが  
一定進んでいる

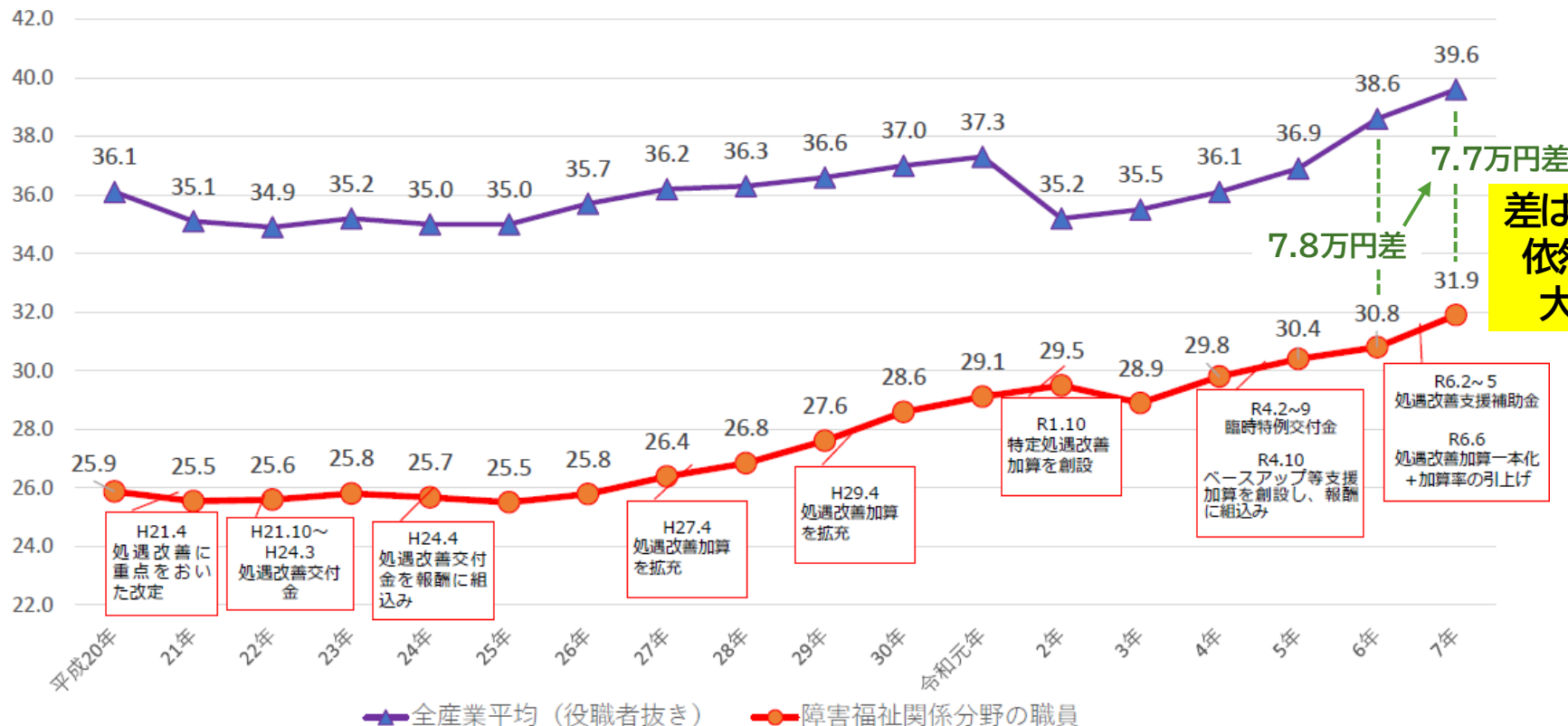
(単位：円)

■ 令和7年度 ■ 令和8年度

# (参考) 全産業との賃金格差

## 賃金構造基本統計調査による障害福祉関係分野の賃金推移

賞与込み給与  
(万円)



差は千円縮まったが依然、全産業とは大きな賃金格差

7.8万円差

7.7万円差

R6.2~5  
処遇改善支援補助金  
R6.6  
処遇改善加算一本化  
+加算率の引上げ

R4.2~9  
臨時特例交付金  
R4.10  
ベースアップ等支援  
加算を創設し、報酬  
に組み込み

R1.10  
特定処遇改善  
加算を創設

H29.4  
処遇改善加算  
を拡充

H27.4  
処遇改善加算  
を拡充

H24.4  
処遇改善交付  
金を報酬に組  
込み

H21.10~  
H24.3  
処遇改善交付  
金

H21.4  
処遇改善に  
重点をおい  
た改定

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」に基づき障害福祉課において作成。

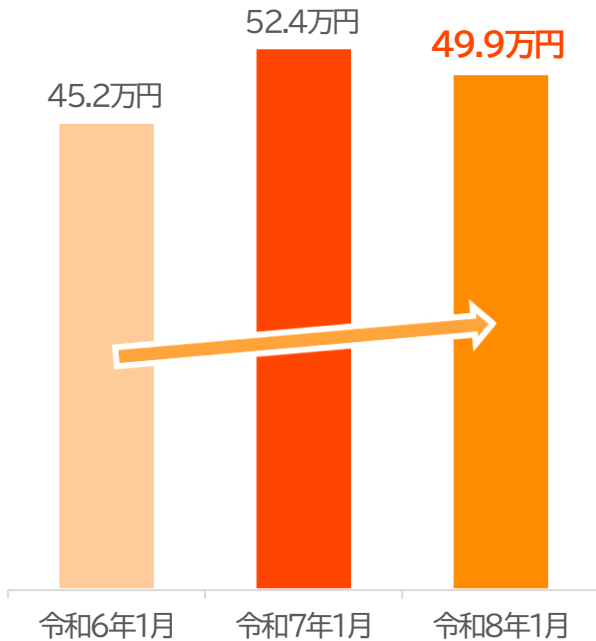
注1) 賞与見込み給与は、調査年の6月分として支払われた給与に調査年の前年の1月から12月分の賞与の1/12を加えて算出した額。

注2) 障害福祉関係分野の職員については、平成21年~令和元年は「保育士」、「ホームヘルパー」、「福祉施設介護員」を加重平均したもの。

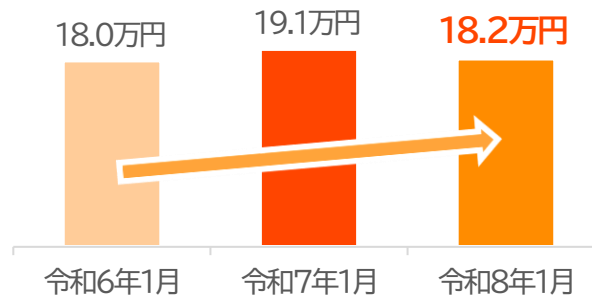
令和2年~令和7年は「保育士」、「訪問介護従事者」、「介護職員(医療・福祉施設等)」を加重平均したもの。

# 物価高騰等の状況 > 電気代・ガス代・燃料費（1事業所あたり）

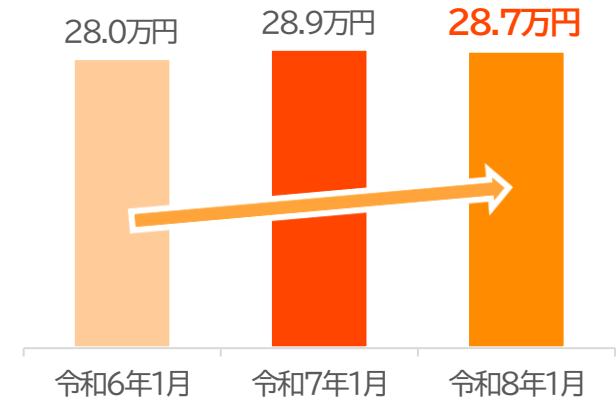
## 電気代



## ガス代



## 燃料費

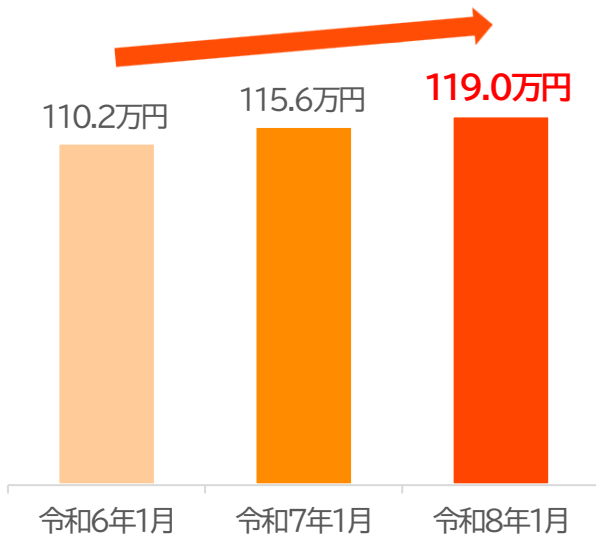


✓ 電気代・ガス代・燃料費は、各種支援策の効果により前年からは微減しているものの、依然として高止まり

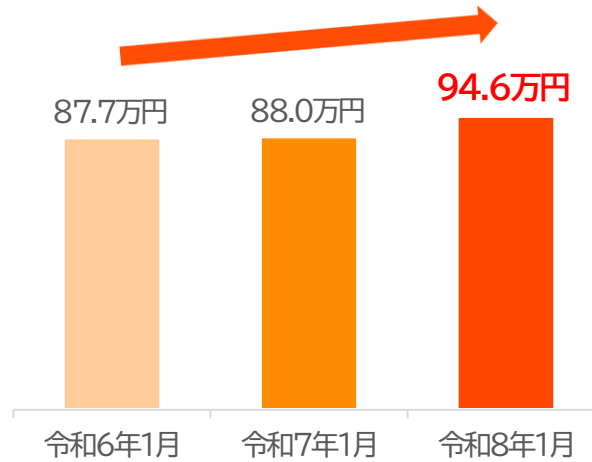
➡ 事業所への財政支援の継続・拡充が必要

# 物価高騰等の状況 > 給食関係費（1事業所あたり）

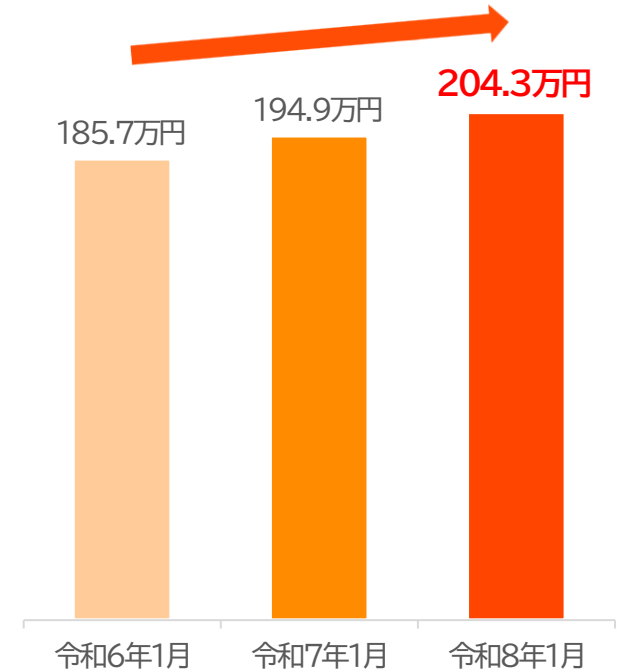
## 材料費



## 調理員人件費



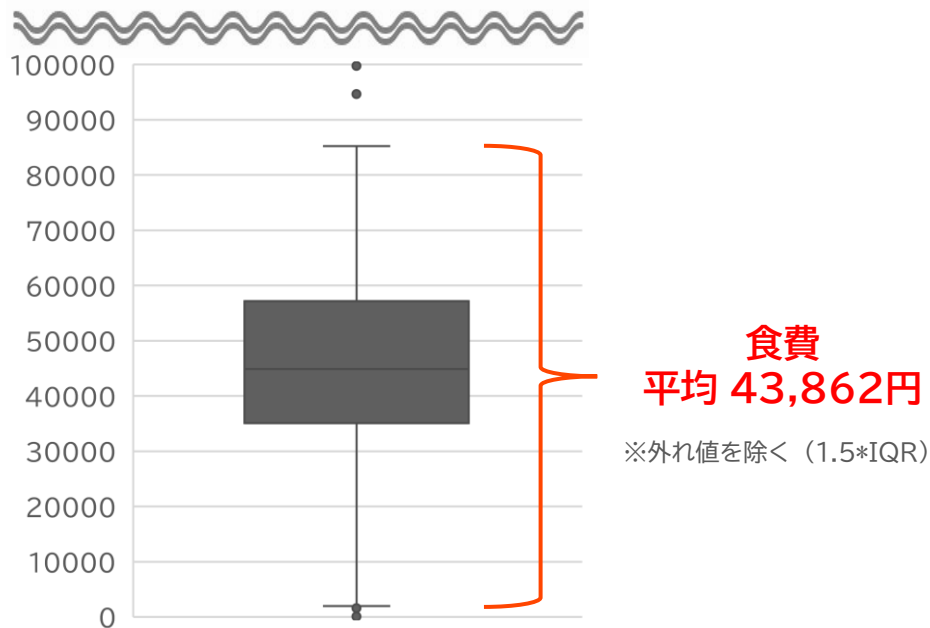
## 業務委託費



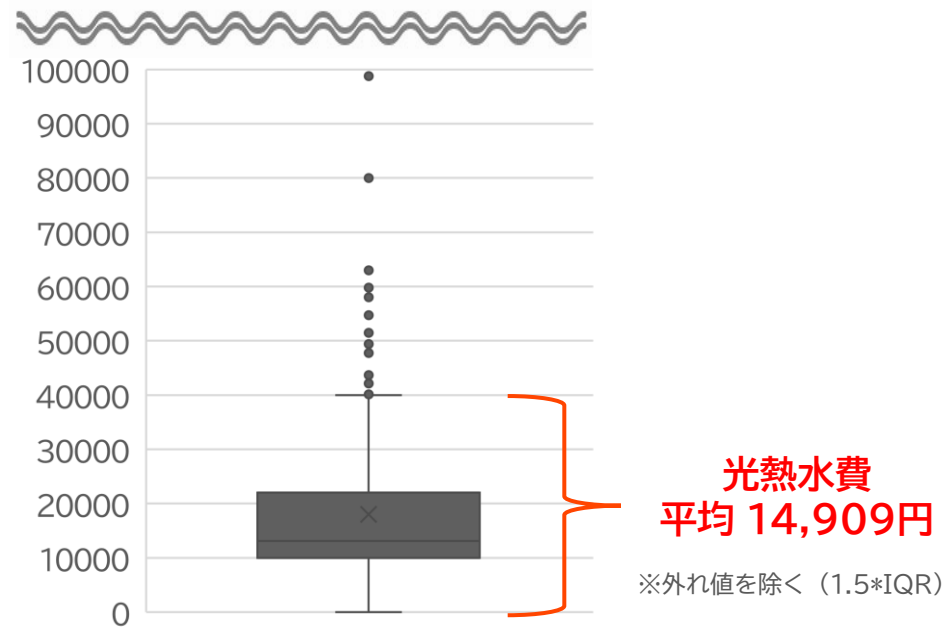
- ✓ 給食関係費は、材料費・人件費・業務委託費とも毎年高騰
  - ➡引き続き、利用者に良質な給食が提供できるよう、介護分野にもならい、事業所に確実に行き渡る形での財政支援が必須

# 物価高騰等の状況 >> 入所施設における食費・光熱水費（1人1か月あたり）

食費 (円)



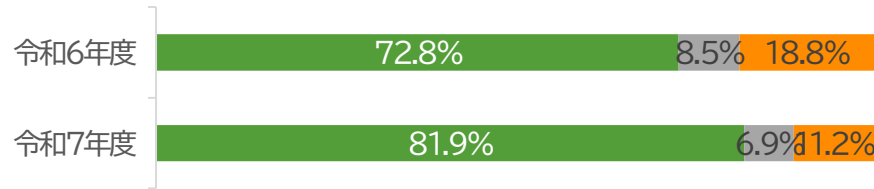
光熱水費 (円)



- ✓ 入所施設における1人1か月あたりの食費・光熱水費の合計は58,771円
  - ✓ 基準費用額（55,500円）を上回る3,271円分は施設が持ち出しの状況
- ➡ 介護分野にもならない、基準費用額の引き上げが必須

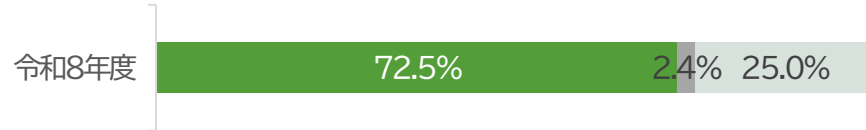
# 重点支援交付金による物価高騰対策支援の活用

光熱水費・燃料費への支援  
(令和6・7年度実績)



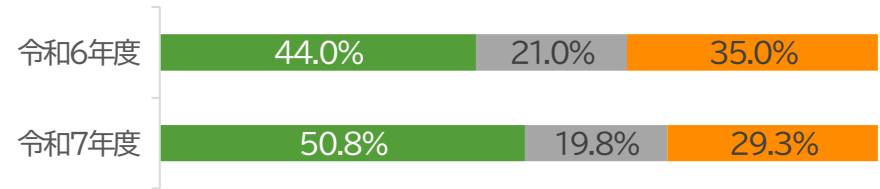
- 自治体の支援を活用した
- 自治体の支援を活用しなかった
- 自治体の支援がなかった

(令和8年度予定)



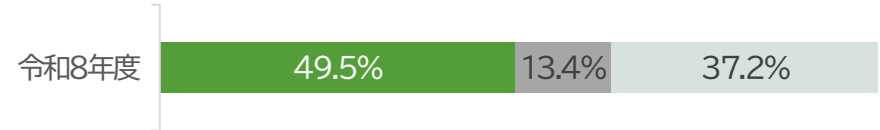
- 自治体の支援を活用予定
- 自治体の支援があっても活用予定はない
- 未定

食材料費への支援  
(令和6・7年度実績)



- 自治体の支援を活用した
- 自治体の支援を活用しなかった
- 自治体の支援がなかった

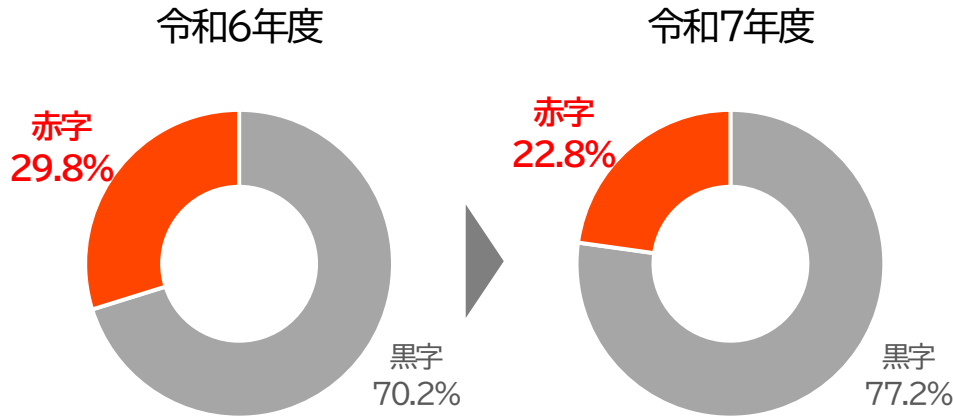
(令和8年度予定)



- 自治体の支援を活用予定
- 自治体の支援があっても活用予定はない
- 未定

- ✓ 自治体の交付金による支援は進んでいるが、支援がなかった地域も一定残っている
- ➡ 自治体の交付金活用による支援が拡充されるよう、国からの積極的な働きかけが必要

# 経営（事業収支）の状況

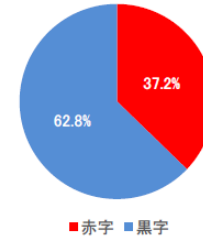


✓ 黒字事業所が一定増えるも、  
2割超と多くの事業所が赤字になる構造は  
変わっていない

➡ 経営環境の厳しさのなかで  
福祉サービスを継続するため、  
基本報酬の引き上げなど抜本的な対応が必要

(参考) 令和7年障害福祉サービス等経営概況調査結果  
＜厚労省資料を抜粋・整理し一部追記＞

令和5年度決算  
全サービス平均(参考)



令和6年度決算  
全サービス平均(参考)

